

## 医療機関の医療機能に関する情報【診療所】

記載上の留意事項	詳細	記載する事項
(1) 基本情報		
1 診療所の名称		
2 診療所の開設者		
3 診療所の管理者		
4 診療所の所在地		
5 診療所の室内用の電話番号及びFAX番号		
6 診療科目		医療法第6条の6に基づく診療科名を指す。
7 診療科目別の診療日		標準としている診療科目毎の診療を行う時間と記載
8 診療科目別の診療時間		医療法第7条第2項に規定する病床種別(一般病床、療養病床の別)
9 病床種別及び届出又は許可病床数		医療法の規定に基づき許可を受けた又は届け出た又は差し支えない病床種別病床数(一般病床数、療養病床数)
(2) 診療所へのアクセス		
10 診療所までの主な利用交通手段		病院等の最寄りの公共交通機関の駅等の名称、当該最寄りの駅等から病院等までの主な交通手段、所要時間等を記載
11 診療所の駐車場		(i) 駐車場の有無 (ii) 駐車台数 (iii) 有料又は無料の別
12 案内用ホームページアドレス		(i) の駐車場の有料・無料の区別を記載(有料の場合、料金を記載することも差し支えない。) 患者や住民が閲覧可能なホームページを有している場合にURLを記載
13 案内用電子メールアドレス		患者や住民が連絡、相談等を行うことができる電子メールアドレスを有している場合にはそのアドレスを記載
14 診療科目別の外来受付時間		
15 予約診療の有無		
16 時間外における対応		別紙1の1)
17 面会の日及び時間帯		
(3) サービス・アメニティ		
18 院内処方の有無		外来患者に対して、診療所内で処方が行われているかどうか。
19 対応することができる外国语の種類		
20 障害者に対するサービス内容		別紙1の2)
21 車椅子利用者に対するサービス内容		別紙1の3)
22 受動喫煙を防止するための措置		別紙1の4)
23 医療に関する相談員の配置の有無及び人数		医療ソーシャルワーカー等の相談員を配置している場合にはその人数を記載(※非常勤も含む。 も場合には常勤換算により記載)

(4) 費用負担等			
24	保険医療機関、公費負担医療機関及びその他の診療所の種類	(i)「特別の検査環境の提供」に係る病室差額料が発生する病床数及び金額 (ii)「予約に基づく診察」に係る特別の料金の徴収の有無及び金額 (iii)「保険医療機関が表示する診療時間以外の時間における診察」に係る特別の料金の徴収の有無及び金額	別紙1の5)
25	選定療養	(i)「特別の検査環境の提供」に係る病室差額料が発生する病床数及び金額 (ii)「予約に基づく診察」に係る特別の料金の徴収の有無及び金額 (iii)「保険医療機関が表示する診療時間以外の時間における診察」に係る特別の料金の徴収の有無及び金額	薬事法(昭和35年法律第145号)に規定する治験を実施しているかどうか。実施している場合は、報告を行う
26	治験の実施の有無及び契約件数	(i)「特別の検査環境の提供」に係る病室差額料が発生する病床数及び金額 (ii)「予約に基づく診察」に係る特別の料金の徴収の有無及び金額 (iii)「保険医療機関が表示する診療時間以外の時間における診察」に係る特別の料金の徴収の有無及び金額	薬事法(昭和35年法律第145号)に規定する治験を実施しているかどうか。実施している場合は、報告を行う
27	クレジットカードによる料金の支払いの可否		
2. 提供サービスや医療連携体制に関する事項			
28	診療内容、提供保健・医療・介護サービス	(i)「特別の検査環境の提供」に係る病室差額料が発生する病床数及び金額 (ii)「予約に基づく診察」に係る特別の料金の徴収の有無及び金額 (iii)「保険医療機関が表示する診療時間以外の時間における診察」に係る特別の料金の徴収の有無及び金額	別紙1の6)
29	専門医の種類及び人数		別紙1の7)
30	併設している介護施設		別紙2
31	対応することができる疾患又は治療の内容		別紙1の8)①(日帰り手術) 別紙1の8)②(1泊2日手術)
32	対応することができる短期滞在手術		
33	専門外来の有無及び内容	(i)「乳幼児検診」、「胃がん検診」等、対象者や部位を付記することとは差し支えなく、「人間ドック」等、対象者や部位を付記することとは差し支えなく、「歯の健康相談」等、対象者や部位を付記することとは差し支えない。(ただし、医療法に基づき、「広告が可能なもの」に限る。また、内容を記載する部分については、都道府県が定める様式において字数制限を設けることができる。 (ii)「健康診断」、「生活習慣病に係る健康相談」、「歯の健康相談」等、対象者や部位を付記することとは差し支えない。(ただし、医療法に基づき、「広告が可能なもの」に限る。また、内容を記載する部分については、都道府県の定める様式において字数制限を設けることができる。	診療所内において、設置している特定の患者、部位、疾患、治療を対象とする専門的外来を設置しているかどうか。設置している場合は、医療法に基づき、広告が可能なものに限る。また、名稱を記載する部分については、都道府県が定める様式において字数制限を設けることができる。
34	対応することができる予防接種		
35	対応することができる在宅医療	(i)「健康相談」の実施の有無及び内容 (ii)「健康相談」の実施の有無及び内容	別紙1の9)
36	対応することができる介護サービス		別紙1の10)※同一敷地内に併設されているもの
37	セカンド・オピニオンに関する状況	(i)セカンド・オピニオンのための診察に係る情報提供の有無 (ii)セカンド・オピニオンのための診察の有無及び料金	別紙1の11)
38	地域医療連携体制	(i)地域連携クリティカルバスの有無	診療報酬点数表に基づき、診療情報を提供しているか。((主)医師がセカンド・オピニオンを行っている患者又はその家族からの申し出に基づき、治療計画、検査結果、画像診断等、他の医師が当該患者の診療方針について助言を行うために必要かつ適切な情報を添付した診療状況を示す文書を患者又はその家族に提供すること) 患者がセカンド・オピニオンを求めて受診した場合に、そのための診察を行い、セカンド・オピニオンを行っている患者がセカンド・オピニオンを自費診療としている場合の料金 退院後に患者が治療を受ける医療機関の間で共有する、治療開始から在宅復帰までの全体的な治療計画を導入しているかどうか。 退院後の相談窓口として、病院等以外の保健医療サービス又は福祉サービスを提供している事業所又は施設との連携についての窓口を設置しているかどうか。
39	地域の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者の連携に対する窓口設置の有無		

3. 医療の実績、結果に関する事項	
40 診療所の人員配置	( i ) 医療従事者の人員数  常勤者の数と非常勤者について「医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査要綱」別紙「常勤医師等の取扱いについて」に基づき常勤換算した数を足し算する。なお、担当させて有する者に容客が2以上にわたる場合は、その主たる業務により、そのいずれか一方に計上する。  別紙1の12)
41 看護師の配置状況	有床診療所の看護師のそれぞれの看護師実質配置の状況(1対〇)  (計算方法)各病床別の1日平均患者数×看護師及び別紙「常勤医師等の取扱いについて」に基づき※「医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査要綱」及び別紙「常勤換算算出すること。
42 法令上の義務以外の医療安全対策	( i ) 医療事故情報収集等事業への参加の有無  医療法施行規則に基づく事故等事業に関する情報又は資料を収集し、及び分析し、その計算方法)各病床別の1日平均患者数×看護師及び別紙「常勤医師等の取扱いについて」に基づき※「医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査要綱」又は当該調査研究の成果を提供他事故等事業に参加しているかどうか。
43 法令上の義務以外の院内感染対策	( i ) 院内での感染症の発症率に関する分析の実施の有無  医療法施行規則に基づく事故等事業に関する情報又は資料を収集し、及び分析し、その結果又は当該調査研究における形で医療機関における院内感染対策の取組として活用しているかどうか。なお、分析結果そのものについては記載しないこと。
44 電子カルテシステムの導入の有無	診療所内に常設される情報開示の手続き等を行う窓口で、患者等からの診療情報等の情報に関する相談、開示請求に応じられる体制を確保しているかどうか。
45 情報開示に関する窓口の有無	診療所内に常設される情報開示の手続き等を行う窓口で、患者等からの診療情報等の情報に関する相談、開示請求に応じられる体制を確保しているかどうか。
46 治療結果情報	( i ) 死亡率、再入院率、疾患別・治療行為別の平均在院日数その他の治療結果に関する分析の有無  ( ii ) 死亡率、再入院率、疾患別・治療行為別の平均在院日数その他の治療結果に関する分析結果の提供の有無  ( iii ) 病床種別ごとの患者数  ( iv ) 外来患者数  ( v ) 在宅患者数  「病床の種別ごとの患者数」は、「1日平均患者数」とし、「医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査要綱」に基づき、前年度の入院患者延数をそれぞれ毎日で除した数を記入する。 「外来患者の数」は、「1日平均患者数」とし、「医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査要綱」に基づき、前年度の外来患者延数を記入する。この場合、外来患者数に在宅患者数は含めない。 「在宅患者の数」は、「1日平均患者数」とし、「医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査要綱」に基づき、前年度の在宅患者延数をそれぞれ毎日で除した数を記入する。 報告する年度の前年度の【在院患者延数／(新入院患者数十退院患者数)】×(病床種別) 患者に行う当該診療所に対する満足度についてのアンケート等を実施しているかどうか。ただし、調査結果そのものについては記載しないこと。
47 患者数	( i ) 患者満足度の調査の実施の有無  ( ii ) 患者満足度の調査結果の提供の有無  ( iii ) アンケート等の結果を、患者等の求めに応じて提供するかどうか。
48 平均在院日数	
49 患者満足度の調査	

卷之二

〔診療可用〕

記載上の留意事項	
厚生労働省令で定めるもの	厚生労働大臣が定めるもの
1) 時間外(休日夜扱)に対応	1 総日の対応 2 病院又は診療所における緊急時の連絡先への連絡による対応 3 連携する病院又は診療所への電話の転送
2) 陸客者に対する配慮	1 手話による対応 2 施設内の情報の表示 3 音声による情報の伝達 4 施設内点字ブロックの設置 5 点字による表示
3) 車椅子利用者に対する配慮	1 施設内における全面禁煙の実施
4) 受動喫煙防止対策	1 出入口以外には非喫煙場所に対する開口面がほとんどない独立した喫煙室の設置 2 喫煙室の設置
5) 医療保険、公費負担等	1 保健医療機関 老人保健法(昭和57年法律第80号)第6条に規定する医療・保健各法及び同法に基づく医療等の給付の対象どなたも医療並びに公費負担医療を行わない医療機関 2 労災保険指定医療機関 3 労災保険指定医療機関 4 更生医療指定医療機関 5 齢成医療指定医療機関 6 精神通院医療指定医療機関 7 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)により、身体障害者手帳に係る、都道府県の指定を受けた医療機関 8 精神保健福祉法(昭和25年法律第123号)に基づき指定病院又は必要入院を行うことができる精神科病院として都道府県知事が指定する精神保健福祉事務所又は政令指定新市の市長が指定する精神科病院 9 精神保健指定医の配置されている医療機関 10 生活保護法指定医療機関 11 医療保険施設 12 結核指定医療機関 13 指定養育医療機関 14 戰傷病患者特別医療法指定医療機関 15 原子爆弾被爆者医療指定医療機関 16 原子爆弾被爆者一般医病医療取扱医療機関 17 特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関又は第二種感染症の予防及び感染症の患者に対する医療(平成6年法律第114号)により、同法の規定による支給を受けることができる医療機関として、都道府県知事が指定した医療機関 18 公害医療機関 19 母体保護法指定医の配置されている医療機関 20 特定機能病院

別表1

## 【診療所用】

厚生労働大臣が定めるもの	厚生労働大臣が定めたもの
21 地域医療支援病院	医療法附第205号により、地域医療を担うかりつけ医等を支授する能力を備え、地域医療の確保を図る病院として相応しい医療機関について、都道府県知事が個別に承認する病院
22 災害拠点病院	「災害拠点病院」の要旨について(平成8年5月10日付健政第435号)により、被災地の医療の確保、被災した地域への医療支援等を行った場合において、都道府県が指定する病院として、都道府県が要請する研修、遠隔地へべき地保険料支払事業等について(平成13年5月16日付政令第129号)により、べき地従事者に対する研修、べき地保険料支払事業等が実施可能な病院として、都道府県が指定する病院
23 べき地拠点病院	「べき地保険料支払事業等について(平成13年5月16日付政令第129号)により、べき地従事者に対する研修、べき地保険料支払事業等が実施可能な病院として、都道府県が指定する病院
24 小児救急医療拠点病院	「災害拠点病院」の要旨について(昭和52年7月6日付医業第69号)により、小児救急医療に係る体質や医療体制を常時整え、原則として、初期救急医療対応する小児救急医療を担うべき地従事者に対する研修、べき地従事者に対する研修として、都道府県が委託する病院
25 緊急救急センター	「教習医療対策の整備事業について(昭和52年7月6日付医業第69号)により、原則として、重症及び複数の診療科領域にわたるすべての重篤な救急患者を24時間体制で受け入れる救命救急医療機関として、都道府県が要請する病院
26 臨床研修指定病院	医師法附第22年法律第201号により、臨床研修病院の指定の基準を満たす病院として、厚生労働大臣が指定した病院
27 外国医師臨床修練指定病院	医師法附第22年法律第201号により、医師法第177条等の特例等について(平成18年2月1日付医業第612号)により、外國医師又は外国歯科医師並びに外国看護師等が臨床修練を行うに適切な体制にあると認められる病院として、厚生労働大臣が指定した病院
28 がん診療連携拠点病院	「がん診療連携拠点病院について(平成18年2月1日付医業第604号)により、地域におけるがん診療の連携の拠点として、都道府県が選定した病院」
29 エイズ治療拠点病院	医師法附第22年法律第201号により、エイズ診療の基準について(平成18年医業第825号)により、地域におけるエイズ診療の連携の拠点として都道府県が選定した病院
30 肝疾患診療連携拠点病院	「肝疾患診療体制の整備について(平成19年健発第0419001号通知)により、地域における肝疾患診療の連携の規定として都道府県が選定した病院
31 特定疾患治療研究事業委託医療機関	「特定疾患治療研究事業について(昭和48年令第242号)により、特定疾患の治療研究事業を行つて都道府県が当該研究事業を委託した医療機関
32 在宅療養支援診療所	「診療報酬の算定方法 平成18年厚生労働省告示第92号」により、地域における患者に対する在宅療養の提供に主たる責任を有する診療所であつて、「特掲診療料の施設基本料等 平成18年厚生労働省告示第94号」に掲げる施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た診療所
33 DPC対象病院	「診療報酬の算定方法(平成18年厚生労働省告示第92号)により、「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における医療行為を括り扱う機関として厚生労働大臣又は都道府県知事が指定した医療機関年厚生労働省告示第138号」)」により、経核にかかるべき医療行為を必要とする児童等に対する医療等を行う事業を都道府県、指定都市、中核市から委託された医療機関
34 指定医育機関	社会福祉法(昭和22年法律第164号)により、指定された医育性疾患のために無料又は低額な料金で診療を行う事業を実施する医療機関で、都道府県知事が届出を受けた医育機関
35 小児慢性特定疾患治療研究事業委託医療機関	「母子保健医療扶助等総合支援事業の実施について(平成17年8月23日付厚生労働省告示第0823001号)により、常時の母体及び新生児輸送受入体制を有し、合併症妊婦、妊娠中毒症、初回早産、能児異常等母体又は見ににおけるリスクの高い妊娠に対する医療及び高度な新生児医療等の周産期医療を行ふことのできる医療施設」
36 無料低額診療事業実施医療機関	「母子保健医療扶助等総合支援事業の実施について(平成17年8月23日付厚生労働省告示第0823001号)により、産科及び小児科新生児診療を担当するもの等を備え、周産期に係る比較的高額な医療行為を行うことができる医療施設」
37 総合周産期母子医療センター	「母子保健医療扶助等総合支援事業の実施について(平成17年8月23日付厚生労働省告示第0823001号)により、不妊に関する情報提供などをを行う施設として、都道府県知事、指定都市の市長又は中核市の市長が指定した医療施設
38 地域周産期母子医療センター	「児童健全育成活動支援事業等扶助費の回収補助について(平成14年3月29日付厚生労働省第0329008号)により、思春期持続の医学的問題、性に関する不安及び悩み等に対する相談に応ずる事業を実施する医療機関
39 不妊専門相談センター	
40 思春期相談クリニック事業実施医療機関	
(6) 学会認定医・専門医	医療法第6条の5第7号及び「医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に關しては告白できる事項(平成19年厚生労働省告示第108号)」において、厚生労働大臣の定める基準に適合するものとして厚生労働大臣に届け出た団体が行う医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者等の専門性に關する認定を受けたもの。該当する医師(非常勤を含む)が在籍している医療機関は当該専門医の人数(非常勤を含む)をもって記載すること
	1 整形外科専門医((社)日本整形外科学会)
	2 皮膚科専門医((社)日本皮膚科学会)
	3 麻酔科専門医((社)日本麻酔科学会)
	4 放射線科専門医((社)日本放射線学会)
	5 眼科専門医((社)日本眼科学会)
	6 産婦人科専門医((社)日本産科婦人科学会)
	7 耳鼻咽喉科専門医((社)日本耳鼻咽喉科学会)
	8 泌尿器科専門医((社)日本泌尿器科学会)
	9 形成外科専門医((社)日本形成外科学会)
	10 病理専門医((社)日本病理学会)
	11 内科専門医((社)日本内科学会)
	12 外科専門医((社)日本外科学会)

## 【診療所用】

別表1

厚生労働省令で定めるもの	厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
13 脳膜炎専門医((社)日本糖尿病学会)		同上
14 肺臓専門医((社)日本呼吸学会)		同上
15 感染症専門医((社)日本感染症学会)		同上
16 救急科専門医(有限責任中間法人日本救急医学会)		同上
17 血液専門医((社)日本血液学会)		同上
18 頭頸器専門医((社)日本循環器学会)		同上
19 呼吸器専門医((社)日本呼吸器学会)		同上
20 消化器専門医((財)日本消化器病学会)		同上
21 臨産専門医((社)日本産婦学会)		同上
22 小児科専門医((社)日本小兒科学会)		同上
23 口腔外科学専門医((社)日本口腔外科学会)		同上
24 内分泌代謝科専門医((社)日本内分泌学会)		同上
25 消化器専門医(有限責任中間法人日本消化器細胞学会)		同上
26 聰音波専門医((社)日本超音波医学会)		同上
27 総合診療専門医(特定非営利活動法人日本臨床細胞学会)		同上
28 透析専門医((社)日本透析医学会)		同上
29 脳神経外科専門医(社団法人日本脳神経外科学会)		同上
30 リハビリテーション科専門医((社)日本リハビリテーション医学会)		同上
31 老年病専門医((社)日本老年医学会)		同上
32 心臓血管外科専門医(特定非営利活動法人日本胸部外科学会)		同上
33 心臓血管外科専門医(特定非営利活動法人日本血管外科学会)		同上
34 心臓血管外科専門医(特定非営利活動法人日本心臓血管外科学会)		同上
35 呼吸器外科専門医(特定非営利活動法人日本胸部外科学会)		同上
36 呼吸器専門医(特定非営利活動法人日本呼吸器外科学会)		同上
37 消化器内鏡専門医((社)日本消化器内視鏡学会)		同上
38 小児外科専門医(特定非営利活動法人日本小児外科学会)		同上
39 神経内科専門医(有限責任中間法人日本神経学会)		同上
40 リウマチ専門医(有限責任中間法人日本リウマチ学会)		同上
41 齢介専門医(特定非営利活動法人日本専門病学会)		同上
42 乳腺専門医(有限責任中間法人日本乳癌学会)		同上
43 脳床・眞伝専門医(有限責任中間法人日本人類遺伝学会)		同上
44 滋賀専門医((社)日本東洋医学会)		同上
45 レーザー専門医(特定非営利活動法人日本レーザー医学会)		同上
46 気管支鏡専門医(特定非営利活動法人日本呼吸器内視鏡学会)		同上
47 歯科麻酔専門医(有限責任中間法人日本歯科麻酔学会)		同上
48 小児歯科専門医(有限責任中間法人日本小児歯学会)		同上
49 アレギー専門医(社団法人日本アレルギー学会)		同上
50 核医学専門医(有限責任中間法人日本核医学学会)		同上
51 気管食道科専門医(特定非営利活動法人日本気管食道学会)		同上

診療所用】

卷之三

記載上の留意事項		記載上の留意事項	
厚生労働省で定めるもの	厚生労働大臣が定めるもの	厚生労働省で定めるもの	厚生労働大臣が定めるもの
併設している介護関係施設等	1 介護老人福祉施設	1 介護老人福祉施設	1 介護老人福祉施設
	2 介護老人保健施設	2 介護老人保健施設	2 介護老人保健施設
	3 居宅介護支援事業所	3 居宅介護支援事業所	3 居宅介護支援事業所
	4 介護予防支援事業所	4 介護予防支援事業所	4 介護予防支援事業所
5 老人介護支援センター	6 訪問看護ステーション又は介護予防訪問看護ステーション	6 訪問看護ステーション又は介護予防訪問看護ステーション	6 訪問看護ステーション又は介護予防訪問看護ステーション
7 通所介護事業所又は介護予防通所介護事業所	8 通所介護事業所又は介護予防通所又は介護予防通所又は介護予防通所	8 通所介護事業所又は介護予防通所又は介護予防通所又は介護予防通所	8 通所介護事業所又は介護予防通所又は介護予防通所又は介護予防通所
9 短期入所生活介護事業所又は介護予防短期入所生活介護事業所	9 短期入所生活介護事業所又は介護予防短期入所生活介護事業所	9 短期入所生活介護事業所又は介護予防短期入所生活介護事業所	9 短期入所生活介護事業所又は介護予防短期入所生活介護事業所
10 短期入所療養介護事業所又は介護予防短期入所療養介護事業所	10 短期入所療養介護事業所又は介護予防短期入所療養介護事業所	10 短期入所療養介護事業所又は介護予防短期入所療養介護事業所	10 短期入所療養介護事業所又は介護予防短期入所療養介護事業所
11 特定施設又は介護予防特定施設	11 特定施設又は介護予防特定施設	11 特定施設又は介護予防特定施設	11 特定施設又は介護予防特定施設
12 介護対応型通所介護事業所又は介護予防認知症対応型通所介護事業所	12 介護対応型通所介護事業所又は介護予防認知症対応型通所介護事業所	12 介護対応型通所介護事業所又は介護予防認知症対応型通所介護事業所	12 介護対応型通所介護事業所又は介護予防認知症対応型通所介護事業所
13 小規模多機能型居宅介護事業所又は介護予防小規模多機能型居宅介護事業所	13 小規模多機能型居宅介護事業所又は介護予防小規模多機能型居宅介護事業所	13 小規模多機能型居宅介護事業所又は介護予防小規模多機能型居宅介護事業所	13 小規模多機能型居宅介護事業所又は介護予防小規模多機能型居宅介護事業所
14 認知症対応型グループホーム又は介護予防認知症対応型グループホーム	14 認知症対応型グループホーム又は介護予防認知症対応型グループホーム	14 認知症対応型グループホーム又は介護予防認知症対応型グループホーム	14 認知症対応型グループホーム又は介護予防認知症対応型グループホーム
15 地域密着型特定施設	15 地域密着型特定施設	15 地域密着型特定施設	15 地域密着型特定施設
16 地域密着型介護老人福祉施設	16 地域密着型介護老人福祉施設	16 地域密着型介護老人福祉施設	16 地域密着型介護老人福祉施設
8) 対応可能な短期帶在手術	① 日帰り手術	1 皮膚、皮下腫瘍摘出術	当該診療行為に割合する診療報酬点数が算定されているもの
	2 腸臓症手術	2 腸臓症手術	同上
	3 半月板切除術	3 半月板切除術	同上
	4 手根管開放手術	4 手根管開放手術	同上

別表1

## 【診療所用】

		厚生労働省令で定めるもの		厚生労働大臣が定めるもの		記載上の留意事項	
		5 水温体再連絡		5 水温体再連絡		同上	
		6 乳腺腫瘍摘出術		6 乳腺腫瘍摘出術		同上	
		7 気管支挿管張術		7 気管支挿管張術		同上	
		8 気管支離断摘出術		8 気管支離断摘出術		同上	
		9 ヘルニア手術		9 ヘルニア手術		同上	
		10 内視鏡的胃・十二指腸ポーリープ・粘膜切除術		10 内視鏡的胃・十二指腸ポーリープ・粘膜切除術		同上	
		11 内視鏡的結腸ポーリープ・粘膜切除術		11 内視鏡的結腸ポーリープ・粘膜切除術		同上	
		12 経尿道的レーザー前立腺切除術		12 経尿道的レーザー前立腺切除術		同上	
		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの					
②1泊2日手術		1 開節鏡摘出術		1 開節鏡摘出術		同上	
		2 半月板焼合術		2 半月板焼合術		同上	
		3 鞭帶断裂縫合術		3 鞭帶断裂縫合術		同上	
		4 脳腔鏡下交感神經節切除術		4 脳腔鏡下交感神經節切除術		同上	
		5 頸下線腫瘍摘出術		5 頸下線腫瘍摘出術		同上	
		6 甲状腺部分切除術、甲状腺腫瘍摘出術		6 甲状腺部分切除術、甲状腺腫瘍摘出術		同上	
		7 下肢靜脈瘤手術		7 下肢靜脈瘤手術		同上	
		8 腹腔鏡下胆囊摘出術		8 腹腔鏡下胆囊摘出術		同上	
		9 腹腔鏡下虫垂切除術		9 腹腔鏡下虫垂切除術		同上	
		10 导挿手術		10 导挿手術		同上	
		11 経尿道的尿路結石除去術		11 経尿道的尿路結石除去術		同上	
		12 尿失禁手術		12 尿失禁手術		同上	
		13 子宮頸部切除術		13 子宮頸部切除術		同上	
		14 子宮鏡下子宮筋腫摘出術		14 子宮鏡下子宮筋腫摘出術		同上	
		15 子宮附件器腫瘍摘出術		15 子宮附件器腫瘍摘出術		同上	
		9) 対応可能な予防接種					
		1 シフテリアの予防接種		1 シフテリアの予防接種			
		2 破傷風の予防接種		2 破傷風の予防接種			
		3 シフテリア、百日咳及び破傷風の三種混合の予防接種		3 シフテリア、百日咳及び破傷風の三種混合の予防接種			
		4 シフテリア及び破傷風の二種混合の予防接種		4 シフテリア及び破傷風の二種混合の予防接種			
		5 ポリオの予防接種		5 ポリオの予防接種			
		6 麻疹の予防接種		6 麻疹の予防接種			
		7 風疹の予防接種		7 風疹の予防接種			
		8 麻疹及び風疹の二種混合の予防接種		8 麻疹及び風疹の二種混合の予防接種			
		9 日本脳炎の予防接種		9 日本脳炎の予防接種			
		10 BCGの予防接種		10 BCGの予防接種			
		11 インフルエンザの予防接種		11 インフルエンザの予防接種			
		12 おたふくかぜの予防接種		12 おたふくかぜの予防接種			
		13 水痘の予防接種		13 水痘の予防接種			
		14 A型肝炎の予防接種		14 A型肝炎の予防接種			
		15 B型肝炎の予防接種		15 B型肝炎の予防接種			
		16 コララの予防接種		16 コララの予防接種			
		17 犬咬症の予防接種		17 犬咬症の予防接種			
		18 黄熱病の予防接種		18 黄熱病の予防接種			

別表1

## 【診療所用】

厚生労働省令で定めるもの			厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
19 肺炎球菌感染症の予防接種				
①在宅医療				
1 在診(終日対応ができるものに限る。)			24時間の往診が可能な場合に選択	
2 上記以外の往診			上記以外の往診の場合に選択	
3 地球温暖化共同指導			当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	
4 在宅患者訪問診療			同上	
5 在宅時医学総合管理			同上	
6 在宅末期医療総合診療			同上	
7 救急搬送診療			同上	
8 在宅患者訪問看護指導			同上	
9 在宅患者訪問点滴注対管理指導			同上	
10 在宅訪問リハビリテーション指導管理			同上	
11 訪問看護指示			同上	
12 在宅患者訪問栄養管理指導			同上	
13 在宅患者訪問栄養食事指導			同上	
14 歯科訪問診療			同上	
②在宅療養指導			当該診療行為に付する診療報酬点数が算定されているもの	
1 退院前在宅療養指導管理			同上	
2 在宅自己注射指導管理			同上	
3 在宅自己透析灌流指導管理			同上	
4 在宅血液透析指導管理			同上	
5 在宅透析療法指導管理			同上	
6 在宅中心静脈栄養法指導管理			同上	
7 在宅成分栄養経管栄養法指導管理			同上	
8 在宅自己導尿指導管理			同上	
9 在宅人工呼吸指導管理			同上	
10 在宅特発性呼吸器疾患指導管理			同上	
11 在宅悪性腫瘍患者指導管理			同上	
12 在宅寝たきり患者処遇指導管理			同上	
13 在宅疼痛管理指導管理			同上	
14 在宅肺高血圧症患者指導管理			同上	
15 在宅気管切開患者指導管理			同上	
16 痢(け)りを人訪問指導管理			同上	
③診療内容			診療内容に合致するものを選択	
1 点滴の管理			診療内容に合致するものを選択	
2 中心静脈栄養			診療内容に合致するものを選択	
3 腹膜透析			診療内容に合致するものを選択	
4 酸素療法			診療内容に合致するものを選択	
5 経管栄養			診療内容に合致するものを選択	
6 衛生の管理			診療内容に合致するものを選択	
7 福祉の管理			診療内容に合致するものを選択	
8 人工肛門の管理			診療内容に合致するものを選択	

【用所療診】

卷之二

卷之三

用可繫

	厚生労働省令で定めるもの	厚生労働大臣が定めるもの
④福祉用具販売	11 福祉用具貸与	11 福祉用具の供給
⑤地域窓型サービス	12 特定福祉用具販売	12 特定福祉用具の販売
	1 対面対応型訪問介護	1 対面対応型訪問介護
	2 認知症対応型通所介護	2 認知症対応型通所介護
	3 小規模多機能型居宅介護	3 小規模多機能型居宅介護
	4 認知症対応型共同生活介護	4 認知症対応型共同生活介護
	5 地域密着型特定施設入居者生活介護(指定を受けている有料老人ホーム等において可)	5 地域密着型特定施設入居者生活介護(指定を受けている有料老人ホーム等において可)
	6 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	6 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
⑥介護予防支援	1 介護予防支援	1 介護予防支援
	2 介護予防訪問介護	2 介護予防訪問介護
	3 介護予防訪問看護	3 介護予防訪問看護
	4 介護予防訪問リハビリテーション	4 介護予防訪問リハビリテーション
	5 介護予防居宅療養管理指導	5 介護予防居宅療養管理指導
	6 介護予防通所介護	6 介護予防通所介護
	7 介護予防強所リハビリティーション	7 介護予防強所リハビリティーション
	8 介護予防短期入所生活介護	8 介護予防短期入所生活介護
	9 介護予防短期入所療養介護	9 介護予防短期入所療養介護
	10 介護予防特定施設入居者生活介護(指定を受けている有料老人ホーム等において可)	10 介護予防特定施設入居者生活介護(指定を受けている有料老人ホーム等において可)

## 【診療所用】

別表1

【診療所用】		厚生労働大臣が定めるもの		厚生労働大臣が定めるもの	
	厚生労働大臣が定めるもの	11 介護予防福祉用具貸与	1 介護予防福祉用具のうちその介護予防に資するものとして厚生労働大臣が定めるものの政令で定めるところにより行われる貸与をい。	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する居宅要支援者について福祉用具のうちその介護予防に資するものであって入浴又は排せつの用に供するものその他の厚生労働大臣が定めるものの政令で定めるところにより行われる取扱いをいう。	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する居宅要支援者について福祉用具のうちその介護予防に資するものであって入浴又は排せつの用に供するものその他の厚生労働大臣が定める施設又は同法に規定する老人デイサービスセンターや居宅介護支援を行ふことをい。
	12 特定介護予防福祉用具販売			居宅要支援者であつて、認知症であるものについて、その介護予防を目的として、老人福利基金で定める期間にわたり、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援規定する老人デイサービスセンターや居宅介護支援を行ふことをい。	居宅要支援者において、その者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その者の置かれている環境等において、又は厚生労働省令で定める居宅の居住において、その介護予防を目的として、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援サービスの視点に遡らせ、若しくは短期期間をさして、当該視点において、その介護予防を行ふことをい。
⑦介護予防地域密着型サービス	1 介護予防認知症対応型通所介護	2 介護予防小規模多機能型居宅介護	3 介護予防認知症対応型共同生活介護	居宅要支援者居宅介護支援区分に該当する状態である者に限る。)であつて認知症であるもの(その者の認知症がある者を除く。)について、その共同生活を営むべき住居において、その介護予防を目的として、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことをい。	居宅要支援者居宅介護支援区分に該当する状態である者に限る。)であつて認知症であるもの(その者の認知症がある者を除く。)について、その共同生活を営むべき住居において、その介護予防を目的として、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことをい。
(2) 医療従事者		1 医師	1 医師	2 歯科医師	2 歯科医師
				3 薬剤師	3 薬剤師
				4 看護師及び准看護師	4 看護師及び准看護師
				5 助産師	5 助産師
				6 醫科衛生士	6 醫科衛生士
				7 診察放射線技師	7 診察放射線技師
				8 理学療法士	8 理学療法士
				9 作業療法士	9 作業療法士

記載上の留意事項

**医療機関の医療機能に関する情報【歯科診療所】**

1. 管理・運営・サービスアメニティに関する事項		記載上の留意事項
(1) 基本情報		詳細
1 診療所の名称	2 診療所の開設者	
3 診療所の管理者	4 診療所の所在地	
5 診療所の案内用の電話番号及びFAX番号	6 診療科目	医療法第6条の6に基づく診療科名を指す。
7 診療科目別の診療日	8 診療科目別の診療時間	標榜している診療科目毎の診療を行う時間を記載
(2) 診療所へのアクセス	9 診療所までの主な利用交通手段	病院等の最寄りの公共交通機関の駅等の名称、当該最寄りの駅等から病院等までの主な交通手段、所要時間等を記載
	10 診療所の駐車場	(i) 駐車場の有無 (ii) 駐車台数 (iii) 有料又は無料の別
	11 案内用ホームページアドレス	患者や住民が閲覧可能なホームページを有している場合にURLを記載
	12 案内用電子メールアドレス	患者や住民が連絡、相談等を行うことができる電子メールアドレスを有している場合にはそのアドレスを記載
	13 診療科目別の外来受付時間	
	14 予約診療の有無	
(3) 院内サービス・アメニティ	15 院内処方の有無	外来患者に対して、診療所内で処方が行われているかどうか。
	16 対応ができる外國語の種類	
	17 障害者に対するサービス内容	別紙1の1)
	18 車椅子利用者に対するサービス内容	別紙1の2)
	19 受動喫煙を防止するための措置	別紙1の3)
	20 医療に関する相談員の配置の有無及び人数	医療ソーシャルワーカー等の相談員を配置している場合にはその人数を記載(※非常勤も含む。非常勤を含む場合には常勤換算により記載。)
(4) 料金・支払等	21 保険医療機関、公費負担医療機関及びその他の病院の種類	
	22 クレジットカードによる料金の支払いの可否	別紙1の4)

2. 提供サービスや医療連携体制に関する事項	
(1) 診療内容、提供保健・医療・介護サービス	
23 専門医の種類及び人数	別紙1の5)
24 対応することができる疾患又は治療の内容	別紙2
25 専門外来の有無及び内容	診療所内において、設置している特定の患者・部位、疾患、治療を対象とする専門的外来を設置しているかどうか。設置している場合、医療法に基づき、広告が可能な患者特性や治療方法に限る。また、名称を記載する部分についても、部道府県が定める様式において、子教制限を設けることができる。
26 健康診断及び健康相談の実施	(i) 健康診断の実施の有無及び内容 (ii) 健康相談の実施の有無及び内容
27 対応することができる在宅医療	別紙1の6)
28 歯科診療所の人員配置	(i) 医療従事者の人員数
29 情報顯示に関する窓口の有無	別紙1の7)
30 患者数	(i) 外来患者数 (ii) 在宅患者数
31 患者満足度の調査	(i) 患者満足度の調査の実施の有無 (ii) 患者満足度の調査結果の提供の有無
3. 医療の実績、結果に関する事項	
29 情報顯示に係る窓口の有無	別紙1の7)
30 患者数	別紙1の7)
31 患者満足度の調査	別紙1の7)

卷之二

【牙科診療所用】

## 【歯科医診療所用】

別表1

【歯科医診療所用】		厚生労働大臣が定めるもの	厚生労働大臣が定めるもの
25 救命救急センター			
26 開床研修指定病院			
27 外国医師臨床修練指定病院又は外国歯科医師臨床修練指定病院			
28 がん診療連携拠点病院		「救命医療対策の整備事業」について(昭和52年7月6日付医発第692号)により、原則として、重症及び複数の診療科領域にわたるすべての重篤な致急患者を24時間体制で受け入れる救命救急医療機関として、都道府県が認定する病院	
29 エイズ治療拠点病院		「救命医療対策の整備事業」について(昭和52年7月6日付医発第692号)により、原則として、都道府県が認定した病院	
30 肝疾患診療連携拠点病院		医師法(昭和23年法律第201号)により、臨床研修病院の指定の基準を満たす病院として、厚生労働大臣が指定した病院	
31 特定効率治療研究事業委託医療機関		医師法(昭和23年法律第201号)により、外國医師又は外国歯科医師並びに外国看護師等が行う臨床修練に係る医師の特例等に附する法律(昭和62年法律第29号)により、外國医師又は外国歯科医師並びに外國看護師等が行う臨床修練の実施の拠点として、都道府県知事が推薦し、厚生労働大臣が指定した病院	
32 在宅療養支援診療所		「特定疾患治療研究事業」について(昭和58年衛省第242号)により、特定疾患の治療研究事業を行う適切な体制であると認められる病院として、厚生労働大臣が指定した病院	
33 DPC対象病院		「特定疾患治療研究事業」について(昭和58年衛省第92号)により、特定疾患における治療に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た診療所の施設基準等(平成18年厚生労働省告示第94号)に掲げる施設基準に適合する病院	
34 指定療育機関		「診療報酬の算定方法(平成18年厚生労働省告示第92号)」により、「厚生労働大臣が指定する病院における療育の算定方法(平成18年厚生労働大臣が指定する病院における療育の算定方法)」に該当する病院	
35 小児慢性特定疾患治療研究事業委託医療機関		「診療報酬の算定方法(平成18年厚生労働省告示第92号)」に該当する病院	
36 無料低額診療事業実施医療機関		「児童福祉法(昭和22年法律第164号)」により、児童にかかる医療等を行う事業を都道府県知事が認定する児童等に対する医療等を行う事業を実施する医療機関で、都道府県知事が届け出を受けた医療機関	
37 総合周産期母子医療センター		「児童福祉法(昭和22年法律第164号)」に該当された慢性疾患にかかる医療等を行う事業を実施する医療機関で、都道府県知事が届け出を受けた医療機関	
38 地域周産期母子医療センター		「社会福祉法(昭和22年法律第45号)」により、指定都市、中核市から委託された医療機関	
39 不妊専門相談センター		「母子保健監督対策等総合支援事業の実施について」(平成17年8月23日付厚生労働省告示第0823001号)により、常時、母体及び新生児健やか成長のための施設	
40 思春期相談クリニック事業実施医療機関		「母子保健監督対策等総合支援事業の実施について」(平成17年8月23日付厚生労働省告示第0823001号)により、常時、母体及び新生児健やか成長のための施設	
5) 学会認定医・専門医	1 臨形外科専門医((社)日本整形外科学会)	「母子保健監督対策等総合支援事業の実施について」(平成14年3月29日付厚生労働省告示第0329008号)により、思春期特有の医学的問題、性に関する不安及び悩み等に対する相談に応ずる事業を実施する医療機関	
	2 皮膚科専門医((社)日本皮膚科学会)		
	3 産科専門医((社)日本産科婦人科学会)		
	4 放射線科専門医((社)日本医学放射線学会)		
	5 眼科専門医((財)日本眼科学会)		
	6 産婦人科専門医((社)日本産科婦人科学会)		
	7 耳鼻咽喉科専門医((社)日本耳鼻咽喉科学会)		
	8 治療器科専門医((社)日本治療器科学会)		
	9 形成外科専門医((社)日本形成外科学会)		
	10 病理専門医((社)日本病理学会)		
	11 内科専門医((社)日本内科学会)		
	12 外科専門医((社)日本外科学会)		
	13 糖尿病専門医((社)日本糖尿病学会)		
	14 肝臓専門医((社)日本肝臓学会)		
	15 感染症専門医((社)日本感染症学会)		
	16 救急科専門医(有限責任中間法人日本救急医学会)		
	17 血液専門医((社)日本血液学会)		
	18 呼吸器専門医((社)日本呼吸器学会)		

## 【歯科医診療所用】

別表1

【歯科医診療所用】		厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
19	厚生労働省令で定めるもの		同上
20	消化器専門医((社)日本呼吸器学会)		同上
21	腎臓専門医((社)日本腎臓学会)		同上
22	小児科専門医((社)日本小児科学会)		同上
23	口腔外科学専門医((社)日本口腔外科学会)		同上
24	内分泌科専門医((社)日本内分泌学会)		同上
25	消化器専門医(有限責任中間法人日本消化器外科学会)		同上
26	超音波専門医((社)日本超音波医学会)		同上
27	細胞診専門医(特定非営利活動法人日本臨床細胞学会)		同上
28	透析専門医((社)日本透析医学会)		同上
29	脳神経外科専門医(有限責任法人日本脳神経外科学会)		同上
30	リハビリテーション科専門医((社)日本リハビリテーション医学会)		同上
31	老年病専門医((社)日本老年医学会)		同上
32	心臓血管外科専門医(特定非営利活動法人日本胸部外科学会)		同上
33	心臓血管外科専門医(特定非営利活動法人日本血管外科学会)		同上
34	心臓血管外科専門医(特定非営利活動法人日本心臓血管外科学会)		同上
35	呼吸器外科専門医(特定非営利活動法人日本胸部外科学会)		同上
36	呼吸器専門医(特定非営利活動法人日本呼吸器外科学会)		同上
37	消化器内視鏡専門医((社)日本消化器内視鏡学会)		同上
38	小児外科専門医(特定非営利活動法人日本小児外科学会)		同上
39	神経内科専門医(有限責任中間法人日本神経学会)		同上
40	リウマチ専門医(有限責任中間法人日本リウマチ学会)		同上
41	骨關節病専門医(特定非営利活動法人日本骨關節病学会)		同上
42	乳腺専門医(有限責任中間法人日本乳癌学会)		同上
43	臨床遺伝専門医(有限責任中間法人日本人類遺伝学会)		同上
44	漢方専門医((社)日本東洋医学会)		同上
45	レーザー専門医(特定非営利活動法人日本レーザー医学会)		同上
46	気管支鏡専門医(特定非営利活動法人日本呼吸器内視鏡学会)		同上
47	歯科麻酔専門医(有限責任中間法人日本歯科麻酔学会)		同上
48	小児歯科専門医(有限責任中間法人日本小児歯科学会)		同上
49	アソルギー専門医(有限責任中間法人日本アレルギー学会)		同上
50	核医学専門医(有限責任中間法人日本核医学会)		同上
51	気管食道科専門医(特定非営利活動法人日本気管食道科学会)		同上
6	対応可能な在宅医療		
①	在宅医療	1 在宅(終日対応することができるものに限る。) 2 上記以外の在宅	24時間の往診が可能な場合に選択 上記以外の往診の場合に選択
		3 地域連携院長共同指導 4 在宅患者訪問診療	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		5 在宅時医学総合管理	同上
		6 在宅末期医療総合診療	同上
		7 救急搬送診療	同上
		8 在宅患者訪問看護・指導	同上

## 【歯科医診療所用】

別表1

臨牵上の留意事項		
厚生労働大臣が定めるもの		厚生労働大臣が定めるもの
9 在宅患者訪問点滴注射指導管理		同上
10 在宅訪問リビリテーション指導管理		同上
11 訪問看護指示		同上
12 在宅患者訪問薬剤管理指導		同上
13 在宅患者訪問栄養食事指導		同上
14 歯科訪問診療		同上
当該診療行為に応する診療報酬点数が算定されているもの		
②在宅療養指導		同上
2 在宅自己注射指導管理		同上
3 在宅自己施設灌流指導管理		同上
4 在宅血液透析指導管理		同上
5 在宅後発酵法指導管理		同上
6 在宅中心静脈栄養法指導管理		同上
7 在宅成分栄養管栄養法指導管理		同上
8 在宅自己導尿指導管理		同上
9 在宅人工呼吸指導管理		同上
10 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理		同上
11 在宅悪性腫瘍患者指導管理		同上
12 在宅寝たきり患者介護指導管理		同上
13 在宅自己疼痛管理指導管理		同上
14 在宅肺高血圧症患者指導管理		同上
15 在宅気管切開患者指導管理		同上
16 婦に限り老人訪問指導管理		同上
③診療内容		
1 点滴の管理		診療内容に合致するものを選択
2 中心静脈栄養		診療内容に合致するものを選択
3 腹膜透析		診療内容に合致するものを選択
4 電気療法		診療内容に合致するものを選択
5 経管栄養		診療内容に合致するものを選択
6 疼痛の管理		診療内容に合致するものを選択
7 梗塞の管理		診療内容に合致するものを選択
8 人工肛門の管理		診療内容に合致するものを選択
9 人工膀胱の管理		診療内容に合致するものを選択
10 レスピレーター(人工呼吸器)		診療内容に合致するものを選択
11 モニター測定(血圧・心拍等)		診療内容に合致するものを選択
12 尿カテーテル・留置カテーテル等		診療内容に合致するものを選択
13 気管切開部の外観		診療内容に合致するものを選択
14 在宅ターミナルケアの対応		診療内容に合致するものを選択
④他の施設との連携		
1 病院との連携		常時病院と共同して在宅医療を実施している場合に選択
2 病院との連携		常時診療所と共同して在宅医療を実施している場合に選択

## 【歯科医診療所用】

別表1

【歯科医診療所用】		記載上の留意事項	
厚生労働省令で定めるもの	厚生労働大臣が定めるもの	常時訪問看護ステーションとの連携	常時訪問看護ステーションと共同して在宅医療を実施している場合に選択
3)訪問看護ステーションとの連携		4)居宅介護支援事業所との連携	常時居宅介護支援事業所と共同して在宅医療を実施している場合に選択
5)薬局との連携		常時病院と共に在宅医療を実施している場合に選択	
7)医療従事者	1)医師 2)歯科医師 3)薬剤師 4)看護師及び准看護師 5)助産師 6)歯科衛生士 7)放射線技師 8)理学療法士 9)作業療法士		

## 医療機関の医療機能に関する情報【助産所】

1.管理・運営・サービス・アメニティに関する事項	詳細	記載上の留意事項
(1)基本情報		
1 助産所の名称		
2 助産所の開設者		
3 助産所の管理者		
4 助産所の所在地		
5 助産所の案内用の電話番号及びFAX番号		
6 就業日		助産所において業務を行っている曜日及び休業日等を記載
7 就業時間		助産所において業務を行っている時間を記載
(2)助産所へのアクセス		
8 助産所までの主な利用交通手段		助産所の最寄りの公共交通機関の駅等の名称、当該最寄りの駅等から助産所までの主な交通手段、所要時間等を記載
9 助産所の駐車場	<p>(i)駐車場の有無</p> <p>(ii)駐車台数</p> <p>(iii)有料又は無料の別</p>	<p>敷地内及び隣接地(概ね徒歩5分圏内)に駐車場を保有しているかどうか。</p> <p>(i)の駐車場について、駐車可能な普通乗用車等の台数を記載</p> <p>(ii)の駐車場の有料・無料の区別を記載(有料の場合、料金を記載することも差し支えない。)</p>
10 案内用ホームページアドレス		患者や住民が閲覧可能なホームページを有している場合にURLを記載
11 案内用電子メールアドレス		患者や住民が連絡、相談等を行うことができる電子メールアドレスを有している場合にはそのアドレスを記載
12 面会の日及び時間帯		
13 外来受付時間		
14 予約の有無		別紙1の1)
15 助産所の業務形態		就業時間以外における対応が可能かどうか。
16 時間外における対応の有無		
(3)院内サービス・アメニティ		
17 対応することができる外国语の種類		別紙1の2)
18 嘴嚼者に対するサービス内容		別紙1の3)
19 車椅子利用者に対するサービス内容		別紙1の4)
20 受動喫煙を防止するための措置		
(4)費用負担等		
21 クレジットカードによる料金の支払いの可否		

2. 提供サービスや医療連携体制に関する事項	
(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス	出産等に際して、付添者が待機できる部屋があるかどうか。
22 家族付き添い室の有無	別紙1の5)
23 妊産婦等に対する相談又は指導	
3. 医療の実績、結果に関する事項	
24 助産所の人員配置	別紙1の6) 常勤者の数と非常勤者について「医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査要綱」別紙「常勤医師等の取扱いについて」に基づき常勤換算した数とを足し合わせた数が2以上である場合は、その主たる業務内容が2以上ある場合に、その主たる業務登録により、そのいずれか一方方に計上する。 ( i )医療従事者の人員数
25 分娩取扱数	報告する年度の前年度の分娩件数
26 妊産婦等満足度の調査	( i )妊産婦等満足度の調査の実施の有無 ( ii )妊産婦等満足度の調査結果の提供の有無 妊娠等に対するアンケート等を実施しているかどうか。ただし、調査結果そのものについては記載しないこと。 ( i )のアンケート等の結果を患者等の求めに応じて提供しているかどうか。

## 【助産所用】

別表1

【助産所用】		厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
1) 助産所の業務形態	1 助産所における業務の実施 2 出張による業務の実施		
2) 障害者に対する配慮	1 手話による対応 2 施設内の情報の表示 3 音声による情報の伝達 4 施設内点字ブロックの設置 5 点字による表示	視覚的に施設内の案内等が表示されることにより、聴覚障害者の利便性に資する措置がとられていること 音声により施設内の案内等が行われることにより、视觉障害者の利便性に資する措置がとられていること 点字により診療の内容等が表示されることにより、視覚障害者の利便性に資する措置がとられていること	
3) 車椅子利用者に対する配慮	1 施設のバリアフリー化の実施	高齢者や障害者の利用にも配慮した設計がされていること。具体的には、車椅子で通行可能な通路や廊下の幅の確保、段差の解消、警告床材・手すり・点字の案内板の設置等がなされていること	
4) 受物保管防止対策	1 施設内における金面整理の実施 2 哺乳室の設置	出入口以外には非喫煙場所に対する開口面がほとんどない独立した建屋のための部屋を備えていること	
5) 妊婦等に対する相談又は指導	1 周定期相談 2 母乳育児相談 3 栄養相談 4 家族計画指導(受胎調節実地指導を含む。) 5 女性的健康相談 6 訪問相談又は訪問指導	その他の中高年相談も含む。	
6) 医療従事者	4 看護師及び准看護師 5 助産師	出入口以外には非喫煙場所に対する開口面がほとんどない独立した建屋のための部屋を備えていること	